

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員 新幹線統括本部長 池田 裕彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 新幹線電車の仕業検査有効期間の見直し検討等に関する申し入れ

新幹線統括本部より「新幹線電車の仕業検査有効期間の見直し検討について」と題し、昨今の新幹線車両の性能や車両品質の向上、新幹線運行管理自体の安全レベルの向上、摩耗部品の耐摩耗性向上が図られてきており、今後も安全・品質レベルの向上を図りつつ、将来にわたってサステナブルな検査体制を維持していくために、仕業検査有効期間の見直しに関する検討に着手するという内容の配信が行われました。対象車両は、E2 系、E3 系、E5 系、E6 系、E7 系、E926 形、E956 形で、車両形式ごとに故障実績の収集、仕業検査における加修実績の収集、摩耗部品の交換実績の収集を行い発生状況や摩耗部品の寿命を分析し、現在「運行を開始してから 48 時間を超えない期間」と定められている仕業検査有効期間を延長するというものです。

他方、新幹線総合車両センターにおいて 2 0 2 3 年 10 月から仕業検査の業務委託を行う旨を各労働組合に対して提案・説明が実施されています。

現場では、社員説明会が実施されましたが、具体的なことが何も明らかになっていません。「仕業検査有効期間の見直し」並びに「仕業検査の業務委託」を実施することができる根拠すら示されず、各車両センターの業務量にどの程度影響を及ぼすのか、また安全や車両品質が低下しないか等の不安の声が多くあがっています。

私たちは、これまで、新幹線の安全とサービス品質を維持するために、技術とチームワークで、より迅速に、より効率的に、より安定的に、安全・安定・安心な新幹線輸送を進化させ続けてきました。最新技術を取り入れた効率的な業務執行体制を否定するものではありませんが、機械・システムと人間系との融合が求められるのであり、新幹線輸送の安全や車両品質を向上していくことができる質の高い輸送サービスを実現する体制を確立していくべきです。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を要請します。

### 記

#### 【基本】

1. 「スピーディー・スマート・サステナブルな新幹線オペレーション」における車両メンテナンス部門に関する取り組みの進捗状況と今後の展望について具体的に明らかにすること。

2. 新幹線車両メンテナンス部門における技術力向上・人材育成・チームワーク強化に対する考え方を具体的に明らかにすること。
3. 今申し入れに対する回答および団体交渉の日時を速やかに調整し開催すること。

#### 【仕業検査有効期間の見直し】

1. 「新幹線電車の仕業検査有効期間の見直し検討」を行う目的を具体的に明らかにすること。
2. 「運行を開始してから48時間を超えない期間」とされている有効期間をどの程度延伸するのか明らかにすること。
3. 現在、検証している内容とその方法を具体的に明らかにすること。また、検証期間を2023年3月までと定めた根拠を明らかにすること。
4. E8系の仕業検査有効期間も同様の考え方にに基づき実施するのか明らかにすること。
5. 「新幹線電車の仕業検査有効期間の見直し」により各車両センターでの一日あたりの仕業検査本数がどの程度減少することを見込んでいるのか具体的に明らかにすること。
6. 検証した結果を具体的に社員周知し説明会を開催すること。
7. 安全や車両品質の低下を招く恐れがある場合には、新幹線電車の仕業検査有効期間を見直さないこと。

#### 【仕業検査の業務委託】

1. 新幹線総合車両センターにおいて仕業検査を業務委託する目的と根拠を具体的に明らかにすること。
2. グループ会社社員への教育方法やスケジュールを具体的に明らかにすること。
3. 業務委託によって若年出向が発生するのか明らかにすること。
4. 今後、他の車両センターでも仕業検査の業務委託を行うのか明らかにすること。
5. 業務委託後、本体社員がどのように活車状態の新幹線車両の技術・技能を身につけていくのか明らかにすること。
6. 業務委託によって、他の車両センターの負担増とならないようにし、安全や車両品質が低下しないようにすること。

以 上